

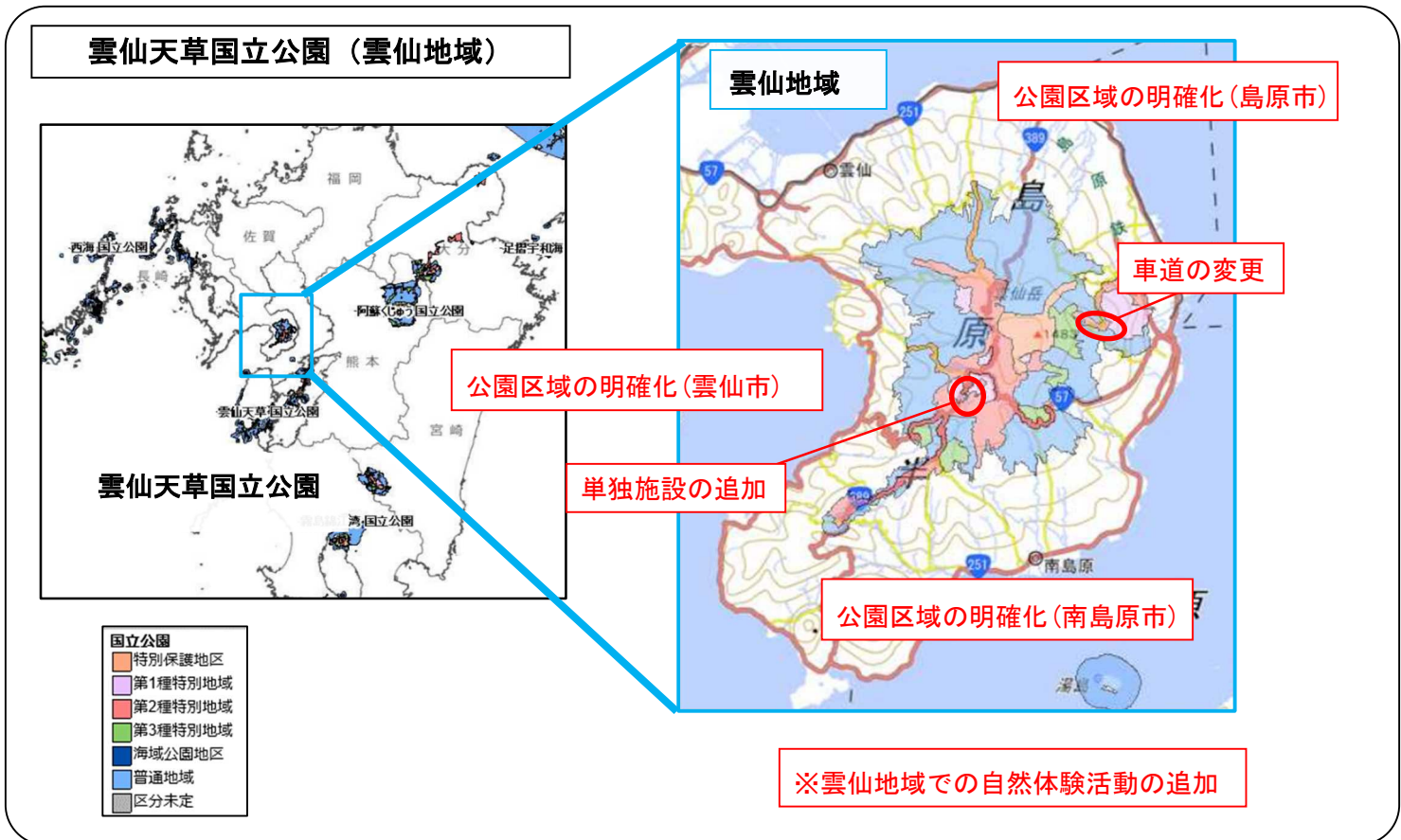
# 雲仙天草国立公園（雲仙地域）の 公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）の概要

## 1. 背景

雲仙天草国立公園は、九州の西部に位置し、長崎県の雲仙地域と熊本県、鹿児島県の天草地域からなります。雲仙地域は、島原半島のほぼ中央部に位置し、普賢岳や妙見岳などの複合火山を形成する諸峰を中心に同心円状の裾野を発達させている部分（雲仙地区）と、その南西部に突き出た丘陵性台地から成る部分（諏訪ノ池地区）から構成されています。

本公園は、我が国最初の国立公園の一つとして、昭和9年3月16日に雲仙地域が雲仙国立公園として指定されました。雲仙地域では、昭和57年7月24日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われました。さらに、昭和59年1月9日には雲仙温泉集団施設地区に係る利用施設計画の一部変更が、平成4年8月26日には九州自然歩道線道路（歩道）に係る利用施設計画の一部変更がそれぞれ行われています。平成11年2月2日には、平成2年の雲仙岳噴火によって新たに形成された火山景観など風致景観の適正な維持と適正な利用の増進の視点から点検を行い、現在に至っています。

今回の第2次点検は、「雲仙地域」について、平成11年の点検後24年が経過し、不明確となっている区域線が多いため、公園区域線及び地種区分線の明確化を図るとともに、公園計画について、必要な変更を自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて行うものです。



## 2. 変更案のポイント

雲仙天草国立公園のうち、雲仙地域の全体において、公園区域線や地種区分線が不明確であった区域の明確化を図ります。また、施設計画について、適正な利用を図るため小浜温泉と雲仙温泉集団施設地区を連絡する車道沿いに燃料等供給施設を追加し、公園区域の明確化に伴う利用計画道路（車道）の区間変更を行います。さらに、雲仙地域の風致景観及び自然環境、利用状況等の特性を踏まえた質の高い自然体験活動を促進するため、公園計画に自然体験活動計画を追加します。

## 3. 変更案の詳細

### ① 公園区域

|              |      |
|--------------|------|
| 拡張：長崎県島原市の一部 | 27ha |
| 長崎県雲仙市の一部    | 32ha |
| 長崎県南島原市の一部   | 11ha |
| 削除：長崎県島原市の一部 | 57ha |
| 長崎県雲仙市の一部    | 68ha |
| 長崎県南島原市の一部   | 64ha |

### ② 保護規制計画

- ・地種区分線が不明確であった区域の明確化を図る。

### ③ 単独施設

追加：札の原燃料等供給施設（長崎県雲仙市小浜町）

### ④ 道路（車道）

変更：千本木島原港線

### ⑤ 自然体験活動計画の追加

対象地域：雲仙天草国立公園雲仙地域

【参考】雲仙天草国立公園（雲仙地域）の面積 【単位：ha】

|      | 保護地区<br>特別 | 特別地域<br>第1種 | 特別地域<br>第2種 | 特別地域<br>第3種 | (陸域)<br>普通地域 | (陸域)<br>合計 |
|------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 変更前  | 596        | 767         | 2,724       | 716         | 8,231        | 13,033     |
| 変更後  | 596        | 767         | 2,715       | 710         | 8,126        | 12,914     |
| 変更面積 | ±0         | ±0          | △9          | △6          | △105         | △119       |

注) 端数処理のため合計値が一致しない場合がある。